

○定年制専門職員給与規則

(平成 28 年 8 月 22 日平成 28 年規則第 138 号)

改正 平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則第 79 号 平成 30 年 3 月 29 日平成 30 年規則第 28 号
平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規則第 38 号

(目的)

第 1 条 この規則は、定年制専門職員の就業に関する規則(平成 28 年規則第 137 号。以下「就業規則」という。)第 26 条に定める定年制専門職員の給与について定めることを目的とする。

(給与の区分等)

第 2 条 就業規則第 2 条第 1 号に規定するの給与は、本給及び手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 本給
- (2) 手当
超過勤務手当
通勤手当
役職手当
期末手当

2 就業規則第 2 条第 2 号に規定する定年制専門職員の給与は、年俸及び手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 年俸
- (2) 手当
超過勤務手当
通勤手当

(重複給与の禁止)

第 3 条 定年制専門職員が機構の委員等の他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(給与の支給)

第 4 条 定年制専門職員の給与は、法令及び労使協定に定めるところにより定年制専門職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接定年制専門職員に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、定年制専門職員の同意により、定年制専門職員が指定する銀行等口座への振込により前項の控除後の給与を支給することができる。

(給与の支給定日及び支給方法)

第 5 条 定年制専門職員の給与(ただし期末手当を除く。)の支給定日は、毎月 17 日(その日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日)とする。

2 就業規則第 2 条第 1 号に規定する定年制専門職員の給与は、前項の支給定日において、当月 1 日から当月末日までの本給、役職手当及び通勤手当(ただし、職員給与規程(平成 15 年規程第 8 号)第 27 条第 7 項に規定する「支給単位期間」に係る最初の月に限る。)並びに前月 1 日から末日までの超過勤務手当を支給する。

- 3 就業規則第2条第2号に規定する定年制専門職員の給与は、本条第1項の支給定日(同項のただし書により別に定める日を含む。)において、年俸を12で除して得た額(以下「年俸月額」という。)及び通勤手当(ただし、職員給与規程第27条第7項に規定する「支給単位期間」に係る最初の月に限る。)並びに前月1日から末日までの超過勤務手当を支給する。
- 4 第1項に規定する給与の支給定日以後に、定年制専門職員の本給又は年俸月額、手当についてこれらの給与が支給されるべき新たな事実の発生したときは、翌月の支給定日に支給する。
- 5 定年制専門職員が死亡又は退職したときは、その際給与を支給する。
(非常時払)

第6条 定年制専門職員がその者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるため給与の支払を請求したときは、前条の規定にかかわらずこれにその日までの給与を支給することができる。
(給与の日割計算)

第7条 月の中途において退職、休職、復職、その他異動があったときの定年制専門職員の当該月における本給又は年俸月額及び役職手当は、その事実の発生した日を基準とし、日割計算をもって支給する。ただし、死亡したとき又は組織の改廃による配置転換が困難なため退職させられたとき等やむを得ない場合においては、この限りでない。
(給与の日額)

第8条 この規則により定年制専門職員に支給される給与の日額は、就業規則第2条第1号に規定する定年制専門職員にあっては支給される本給及び役職手当のそれぞれの額を当該月の日数から就業規則第9条に定める休日を除いた日数で除して得た額とし、就業規則第2条第2号に規定する定年制専門職員にあっては支給される年俸月額を当該月の日数から就業規則第9条に定める休日を除いた日数で除して得た額とする。
(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 就業規則第2条第1号に規定する定年制専門職員の勤務1時間当たりの給与額は、本給及び諸手当(労働基準法(昭和22年法律第49号)第36条の割増賃金の基礎とならない賃金に相当する諸手当を除く。)の月額合計額を就業規則第7条に定める勤務時間(以下「所定勤務時間」という。)の1年間における1月平均の時間数で除して得た額とする。

- 2 就業規則第2条第2号に規定する定年制専門職員の勤務1時間当たりの給与額は、年俸月額を所定勤務時間の1年間における1月平均の時間数で除して得た額とする。
(端数の取扱い)

第10条 この規則の定めるところによる給与計算において、50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、50銭以上1円未満の端数のあるときは、その端数金額は1円として計算する。
(本給及び年俸)

第11条 就業規則第2条第1号に規定する定年制専門職員の本給は月額とし、当該定年制専門職員の業務内容及び責任の度合に応じて、別表第1に定める等級・号給により支給する。この場合において、給与の支給基準となる標準的な職務の等級は、次のとおりとする。

- (1) 1等級 上席主幹

- (2) 2 等級 上席主幹
- (3) 3 等級 主幹
- (4) 4 等級 副主幹
- (5) 5 等級 主任

2 新たに任用した就業規則第 2 条第 1 号に規定する定年制専門職員の本給は、当該定年制専門職員の職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して決定する。

3 就業規則第 2 条第 2 号に規定する定年制専門職員の年俸は、当該定年制専門職員の業務内容及び責任の度合等に応じて、別表第 2 に定める基準により、任用時に決定する。

(昇格)

第 12 条 機構は、上位の等級の職務について十分な能力があり、かつ、勤務成績が良好な定年制専門職員について、定年制専門職員の昇給及び昇降任等に関する細則(平成 29 年細則第 16 号。以下「昇給等細則」という。)に則り、昇格させることができる。

(降格又は降号)

第 13 条 定年制専門職員が職務への適格性を欠くと認められたときは、昇給等細則に則り、降格又は降号されることがある。

(昇給)

第 14 条 機構は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間における定年制専門職員の勤務成績に応じて、昇給等細則に則り、昇給させることができる。

(業務上の功績による昇給)

第 15 条 定年制専門職員が、業務成績の向上、能率増進等により業務上特に功績のあったときは、別に定める基準により昇給させることができる。

(等級及び号給の調整)

第 16 条 定年制専門職員が復職等したときは、等級及び号給の調整をすることができる。

(超過勤務手当)

第 17 条 超過勤務手当は、就業規則第 7 条の所定勤務時間外及び同規則第 9 条の休日において勤務を命ぜられた定年制専門職員に対し、その勤務時間 1 時間につき、第 9 条に規定する勤務 1 時間あたりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を支給する。

(1) 休日以外の日における所定勤務時間を超える勤務(ただし、就業規則第 7 条第 2 項に該当する者において、所定勤務時間を超える勤務時間が 1 日につき 1 時間までは、100 分の 100 とする。) 100 分の 125

(2) 休日における勤務 100 分の 135

2 所定勤務時間外及び休日における勤務(就業規則第 9 条第 3 項の法定休日における勤務を除く。)の時間が 1 か月について 60 時間を超えた定年制専門職員に対し、その 60 時間を超えて勤務した全時間について、前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 9 条に規定する勤務 1 時間あたりの給与額に 100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合は、100 分の 175)を乗じて得た額を支給する。

- 3 前2項に規定する所定勤務時間外に勤務した時間について、1時間に満たない端数時分があるときは、その端数時分の月の1日から末日までの和を求め、更にその和に1時間に満たない端数時分のあるときは、その端数時分は次により計算するものとする。

1分以上30分未満は0時間

30分以上60分未満は1時間

- 4 本条の規定は、別表第1に定める等級が1等級から3等級までの定年制専門職員には適用しない。ただし、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合は、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

(役職手当)

第18条 役職手当は、次の各号に定める就業規則第2条第1号に規定する定年制専門職員に対して、その者の職務にかかる責任の度合いに応じて本給の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

(1) 別表第1に定める等級が1等級から3等級までの定年制専門職員 100分の20以内

(2) 別表第1に定める等級が4等級の定年制専門職員 100分の8以内

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用し、かつその運賃等を負担することを常例としている定年制専門職員に対し、支給する。

- 2 前項に掲げる通勤手当の額は、職員給与規程第27条の規定に準じて支給する。

(期末手当)

第20条 期末手当は6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する就業規則第2条第1号に規定する定年制専門職員及びこれらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した就業規則第2条第1号に規定する定年制専門職員に対し、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。

- 2 期末手当の額は、それぞれ在職期間において、定年制専門職員が受けるべき給与の月額を基礎として、職員給与規程の適用を受ける者の例に準じて別に定める基準により計算した額を、その者の人事評価に基づく勤務成績を勘案して、理事長が定める基準にしたがって支給する。

(欠勤者の給与)

第21条 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり欠勤する者に対する欠勤期間の給与は、欠勤を始めた日から3か年給与の全額を支給する。

- 2 前項に規定する以外の負傷又は疾病により欠勤する定年制専門職員に対する欠勤期間の給与は、欠勤を始めた日から90日間本給又は年俸月額の全額を支給する。

- 3 前2項以外の事由により欠勤する定年制専門職員(就業規則第15条の規定による欠勤の届出がなかった場合を除く。)に対する給与は、欠勤を始めた日から1か月間本給又は年俸月額の全額を支給し、その欠勤が引き続き1か月を超えるときは、その1か月を超えた日から当該欠勤の継続する90日間、本給又は年俸月額の半額を支給する。

- 4 就業規則第 16 条第 3 項の定め反して欠勤期間中に療養に専念しなかったとき及び就業規則第 17 条に該当するときは、その勤務しない日又は時間について第 8 条及び第 9 条の規定により計算した額を減額して給与を支給する。

(介護休業等期間中の定年制専門職員の給与等)

第 22 条 就業規則第 36 条の規定による介護休業又は介護のための勤務時間短縮(以下「介護休業等」という。)の期間中の定年制専門職員の給与については、その期間の勤務しない時間について第 9 条の規定により計算した額を減額して給与を支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、介護休業等期間中の定年制専門職員の給与等の取扱いについては介護休業等に関する細則に定めるところによる。

(退職者の給与)

第 23 条 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり退職を命じられた定年制専門職員に対しては、その退職期間中給与の全額を支給する。

- 2 就業規則第 32 条第 1 号(前項に定める場合を除く。)の規定により退職を命じられた定年制専門職員に対する退職期間中の給与は、当該退職期間が 1 か年までは本給又は年俸月額について 100 分の 80 を乗じた額を支給し、1 か年を超える期間及び同規則第 33 条第 1 項ただし書の規定により延長された期間中の給与は支給しない。

- 3 就業規則第 32 条第 2 号の規定により退職を命じられた定年制専門職員に対する退職期間中の給与は、本給又は年俸月額について 100 分の 60 を乗じた額を支給する。

- 4 就業規則第 32 条第 3 号の規定により退職を命じられた定年制専門職員に支給する退職期間中の給与は、そのつど定める。

(育児休業等をする定年制専門職員の給与等)

第 24 条 育児休業者に対する給与は、当該育児休業の期間中支給しない。

- 2 第 20 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている就業規則第 2 条第 1 号に規定する定年制専門職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある定年制専門職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 3 定年制専門職員が勤務時間の短縮により勤務をしないときは、その勤務しない時間について第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

- 4 前各項に定めるもののほか、育児休業者等の給与等の取扱いについては、職員給与規程第 36 条の規定を準用する。

(配偶者同行休業をする定年制専門職員の給与等)

第 25 条 配偶者同行休業者に対する給与は、当該配偶者同行休業の期間中支給しない。

- 2 前項に定めるもののほか、配偶者同行休業者の給与の取扱いについては、配偶者同行休業に関する細則に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則第 79 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日平成 30 年規則第 28 号)
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規則第 38 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

本給表

平成 31 年 4 月 1 日適用

等級 号	1	2	3	4	5
1	367,600	347,000	247,000	224,600	178,400
2	370,400	349,500	249,900	227,500	180,400
3	373,300	352,100	252,800	230,400	182,400
4	376,100	354,700	255,800	233,200	184,400
5	379,000	357,500	258,700	236,100	186,400
6	381,800	360,100	261,600	238,900	188,400
7	384,500	362,600	264,500	241,600	190,500
8	387,200	365,000	267,100	244,400	192,600
9	389,800	367,600	269,900	247,000	194,700
10	392,200	370,400	272,600	249,900	196,800
11	394,700	373,100	275,400	252,800	198,800
12	396,900	376,100	278,200	255,800	200,900
13	399,100	379,000	281,000	258,700	203,100
14	401,400	381,400	283,800	261,600	205,200
15	403,800	383,800	286,600	264,400	207,300
16	406,000	385,900	289,500	267,100	209,400
17	408,300	388,000	292,400	269,900	211,600
18	410,800	390,400	295,300	272,600	213,700
19	413,300	392,800	297,900	275,400	215,900
20	415,700	395,000	300,500	278,200	218,000
21	418,200	397,200	303,200	281,000	220,200
22	420,600	399,400	305,800	283,700	222,300
23	423,300	401,700	308,200	286,200	224,500
24	425,900	404,200	310,800	288,500	226,700
25	428,500	406,500	313,300	290,800	228,900
26	431,200	408,800	315,800	292,900	231,000
27	433,800	411,200	318,200	295,300	233,100
28	436,300	413,900	320,700	297,300	235,200
29	439,000	416,300	323,400	299,300	237,300

30	441,800	418,700	326,300	301,200	239,400
31	444,400	421,000	329,100	303,100	241,500
32	447,100	423,200	332,000	305,000	243,600
33	449,500	425,400	334,900	306,800	245,700
34	452,100	427,800	337,700	308,700	247,700
35	455,000	430,100	340,600	310,600	249,700
36	457,800	432,200	343,500	312,500	251,700
37	460,300	434,400	346,300	314,500	253,700
38	462,800	436,600	348,900	316,300	255,200
39	465,500	439,000	351,400	318,200	256,700
40	468,100	441,000	354,100	320,100	258,200
41	470,900	443,500	356,600	322,000	259,700
42	473,700	446,100	359,100	323,800	261,000
43	476,200	448,500	361,500	325,800	262,500
44	478,800	450,400	363,800	327,800	263,800
45	481,400	452,800	366,100	329,800	265,400
46	483,900	455,000	368,800	331,700	266,600
47	486,600	457,400	371,400	333,500	267,900
48	488,900	459,600	373,900	335,400	269,100
49	491,400	462,200	376,100	337,300	270,400
50	493,900	464,400	378,300	339,200	271,400
51	496,200	466,900	380,500	341,000	272,600
52	498,500	469,100	382,400	342,900	273,800
53	500,900	471,500	384,500	344,700	275,200
54	503,100	473,700	386,500	346,300	276,300
55	505,200	476,100	388,500	348,100	277,500
56	507,400	478,200	390,400	349,900	278,500
57	509,700	480,400	392,100	351,400	279,500
58	511,800	482,300	394,100	353,000	280,600
59	513,800	484,400	396,100	354,400	281,800
60	515,900	486,500	398,100	355,900	282,900
61	518,000	488,600	400,000	357,400	284,100
62	520,300	490,700	401,900	358,900	285,200
63	522,400	492,700	403,900	360,500	286,400
64	524,400	494,700	405,900	361,900	287,500
65	526,500	496,700	407,800	363,200	288,700
66	528,400	498,400	409,700	364,400	289,800
67	530,200	500,400	411,500	365,500	291,100
68	531,700	502,100	413,500	366,900	292,200
69	533,400	504,000	415,300	368,100	293,400

70	534,500	505,800	417,200	369,300	294,400
71	535,900	507,400	418,900	370,400	295,500
72	537,400	509,200	420,700	371,600	296,500
73	539,100	511,100	422,200	372,700	297,600
74	540,500	512,600	424,000	373,800	298,600
75	542,000	514,200	425,700	374,900	299,700
76	543,400	515,700	427,400	376,100	300,700
77	544,800	517,700	429,000	377,200	301,800
78	546,000	519,100	430,700	378,300	302,800
79	547,400	520,300	432,400	379,400	303,900
80	548,600	521,800	434,100	380,500	304,900
81	549,900	523,100	435,600	381,600	306,000
82	551,000	524,300	437,100	382,900	307,000
83	552,100	525,500	438,600	384,000	308,100
84	553,200	526,800	440,100	385,200	309,100
85	554,300	527,800	441,400	386,300	310,200
86	555,400	529,000	442,900	387,400	311,200
87	556,500	530,200	444,200	388,400	312,300
88	557,600	531,300	445,600	389,400	313,300
89	558,700	532,100	447,000	390,200	314,400
90	559,800	533,000	448,300	391,300	315,400
91	560,900	533,900	449,600	392,300	316,500
92	562,000	534,900	450,800	393,200	317,500
93	563,100	535,900	452,100	394,100	318,600
94	564,200	536,900	453,500	395,200	319,600
95	565,300	537,900	454,700	396,200	320,700
96	566,400	538,800	456,000	397,100	321,700
97	567,500	539,500	457,300	398,000	322,800
98	568,600	540,500	458,500	399,100	323,800
99	569,700	541,500	459,600	400,100	324,900
100	570,800	542,400	460,900	401,000	325,900
101	571,900	543,200	462,100	401,900	327,000
102	573,000	544,200	463,200	403,000	328,000
103	574,100	545,200	464,300	404,000	329,100
104	575,200	546,100	465,400	404,900	330,100
105	576,300	546,900	466,500	405,800	331,200

別表第 2

年俸表

平成31年4月1日適用

号	(円)
1	2,118,000
2	2,142,000
3	2,164,800
4	2,188,800
5	2,212,800
6	2,236,800
7	2,262,000
8	2,286,000
9	2,311,200
10	2,336,400
11	2,360,400
12	2,384,400
13	2,410,800
14	2,436,000
15	2,461,200
16	2,485,200
17	2,511,600
18	2,536,800
19	2,563,200
20	2,588,400
21	2,613,600
22	2,638,800
23	2,665,200
24	2,691,600
25	2,716,800
26	2,742,000
27	2,767,200
28	2,792,400
29	2,816,400
30	2,841,600
31	2,866,800
32	2,892,000
33	2,917,200
34	2,940,000
35	2,964,000
36	2,988,000
37	3,012,000
38	3,030,000
39	3,046,800

40	3,064,800
41	3,082,800
42	3,098,400
43	3,116,400
44	3,132,000
45	3,150,000
46	3,164,400
47	3,180,000
48	3,194,400
49	3,210,000
50	3,222,000
51	3,236,400
52	3,249,600
53	3,266,400
54	3,279,600
55	3,294,000
56	3,306,000
57	3,318,000
58	3,331,200
59	3,345,600
60	3,357,600